

こども園(1号認定)継続利用における書類の提出について

提出が必要となる方

令和7年度に在園している市内在住の児童で、翌年度以降も同じ施設へ入所希望する方
※令和7年度中に退所を希望する方(転園含む)はお通りの園に退所届をご提出ください。

書類の提出期限および提出場所について

提出期限 各園による(※園にお問い合わせいただき、指定する日までに提出ください)

提出場所 お通りの保育所・こども園

継続利用に必要な書類について

①家庭状況届出書 … 1世帯1枚

利用時間については現在の利用内容をご確認ください。

②教育・保育給付認定変更申請書(該当者のみ)

現在の利用内容(保育時間・保育事由・家庭状況等)を変更される場合は必ずご提出ください。

なお、教育標準時間から保育標準時間や保育短時間に変更される場合は、保護者(父母)の保育に欠ける事由を満たす証明書が必要です。忘れずに添付してください。

市外への転出を予定されている方へ

ご連絡がないまま住民票を他市町に移されて、転出先自治体の保育所管部署から苦情を受けるケースが増えています。

本市に住民票がない方による本市の保育施設の利用は「広域入所」といい、同じ保育施設を継続してご利用いただく場合であっても、事前に転出予定先の自治体で「広域入所」のお手続きが必要になります。

市外に転出される場合には、住民票を移される前に必ず保育・幼児教育課までご連絡いただくとともに、転出予定先の自治体でお手続きいただきますようお願いいたします。

【発行・ご連絡先】鯖江市役所 2 階 保育・幼児教育課

TEL 0778-53-2225(直通)

